「家庭のゼロエミッション行動推進事業」運営事務局の業務について

第1 趣旨

この助成金は、「家庭のゼロエミッション行動推進事業」(以下「本事業」という。)を行う者に対して、東京都(以下「都」という。)が、その費用を補助することにより、東京都内(以下「都内」という。)の家庭のエネルギー消費のうち、特に消費量が大きい家電等について、省エネ性能の高い機器の選択を促すことにより、家庭部門のCO2削減に資することを目的とする。

第2 本事業の概要

- 1 設置済みの冷蔵庫、エアコン、給湯器又はLED照明器具以外の照明器具から、より省エネ性能の優れた対象家電等への買換えを促進するため、都民が対象家電等を店舗で購入する際に、運営事務局が別に定める手続により予め登録を受けた事業者(以下「登録事業者」という。)に付与される東京ゼロエミポイント(以下「ポイント」という。)相当分を販売価格から値引きする。
- 2 製造年から起算して15年以上経過した長期使用家電(冷蔵庫及びエアコンに限る)からの買換えの場合において、製造年からの経過年数を調査するための費用の一部を登録事業者に助成する。
- 3 都が特に省エネルギー性能が高い家電として定めた冷蔵庫又はエアコンを都民が新規に購入し、都内の住宅に設置した場合も、1と同様に、店舗で購入する際にポイント相当分を販売 価格から値引きする。

第3 定義

- 1 運営事務局 公益財団法人東京都環境公社(以下「公社」という。)により、「家庭のゼロエミッション行動推進事業実施要綱」(平成31年3月7日付30環地地第479号)(以下「実施要綱」という。)第4 1に定める方法で選定され、本事業の事務運営を行う事業者
- 2 都民 都内に住所を有する個人であって、その住所を別に定める公的な書類等で証明できる 者
- 3 対象家電等 都が別途定める省エネルギー性能が一定水準以上の冷蔵庫、エアコン、給湯器 又はLED照明器具
- 4 対象家電等購入者 都内の住宅に設置済みの冷蔵庫、エアコン、給湯器又はLED照明器具 以外の照明器具を別に定める期間内に対象家電等に買い換え、都内の住宅に設置する都民
- 5 東京ゼロエミポイント 対象家電等及び高効率家電の省エネ性能等に応じ設定され、運営事 務局に申請を行った登録事業者に対して付与するポイント
- 6 LED照明器具 発光ダイオードを使用する照明器具
- 7 長期使用家電 製造年から起算して15年以上経過した冷蔵庫及びエアコン
- 8 高効率家電 特に省エネルギー性能が高い家電として実施要綱第4 3 (3) エに掲げる冷 蔵庫又はエアコン

第4 本事業における業務内容

- 1 当該事業に参画する家電販売店等を、運営事務局が別に定める手続きにより予め登録事業者 として募集し、登録を行う業務(登録を希望する事業者向けの説明会及び登録事業者向けの説 明会の実施を含む。)
- 2 対象家電等又は長期使用家電からの買換えを行い、並びに高効率家電を購入した都民と登録 事業者が共同で行うポイント申請を受け付け、ポイントを付与し、ポイント相当分の金額を登 録事業者があらかじめ登録した口座へ交付する業務
- 3 登録事業者からの調査費用の申請を受け付け、登録事業者があらかじめ登録した口座へ助成 金を交付する業務
- 4 ポイント発行及び現金の交付のために必要なシステムの構築、審査体制の整備
- 5 その他第8から第15までに規定する業務及び1から4までに付帯する業務

第5 本事業の実施期間

本事業の実施期間は、次の各号のとおりとする。

- 1 登録事業者によるポイント付与申請及び調査費用の申請の募集は、令和6年10月1日から令和9年4月30日まで行う。ただし、高効率家電の新規購入に対するポイント付与申請の募集は、令和6年10月1日から令和8年4月30日まで行う。
- 2 登録事業者へのポイントの付与等、運営事務局への支払業務等については、令和6年10月1 日から令和9年度まで行う。

第6 ポイント付与

1 ポイント付与の概要

運営事務局は、2に定める期間において対象家電等購入者又は高効率家電を購入した都民のいずれかと、登録事業者が共同で行うポイント申請を受け付け、審査の結果適正と認められた場合に当該申請を行った登録事業者にポイントを付与し、そのポイント数に応じた金額を交付する。ポイントの付与を受ける登録事業者は、共同でポイントの申請を行う都民に対し、対象家電等又は高効率家電の販売価格から付与されるポイント分相当の金額を控除することにより還元する。なお、都民が登録事業者から対象家電を購入したのち、対象家電等ごとに次表の対応が行われる場合にのみポイント申請を受け付けるものとする。

対象家電等	対応
一 冷蔵庫	都内の住宅への配送
ニ エアコン	都内の住宅への配送及び工事
三 給湯器	都内の住宅への配送及び工事
四 LED照明器具	都内の住宅への設置

2 ポイント付与対象期間

運営事務局は、登録事業者からの申請において提出のあった領収書又はその他その購入の事

実を証する書類に記載された領収日が、令和6年(2024年)10月1日から令和9年(2027年)3月31日までのものについてポイントを付与する。ただし、高効率家電購入に対する申請については、提出のあった領収書又はその他その購入の事実を証する書類に記載された領収日が、令和6年(2024年)10月1日から令和8年(2026年)3月31日までのものについてポイントを付与する。

3 ポイント付与対象製品

ポイント付与の対象となる対象家電等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 冷蔵庫 家庭用のもので、新品であり、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)に基づく、省エネルギー性能の向上を促すための目標基準を達成すべき年度(以下「目標年度」という。)が2021年度となっているもので、省エネ基準達成率が100%以上のもの
- (2) エアコン 家庭用のもので、新品であり、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に基づく小売事業者表示制度(令和4年9月1日経済産業省告示第162号)に基づく多段階評価点が2.0以上又は通年エネルギー消費効率(APF (JIS C 9612:2013)) が5.8以上のものかつ目標年度が2027年度又は2029年度となっているもの
- (3) 給湯器 新品であり、次の各号に掲げる給湯器の種類に応じ、当該各号に定める要件を満たすもの
 - 一 ヒートポンプ給湯器 JIS C9220に基づく年間給湯保温効率又は年間給湯効率が3.0以上 (寒冷地仕様にあっては2.7以上)であること。
 - 二 潜熱回収型ガス給湯器 次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 給湯暖房器にあっては、給湯部熱効率が94%以上であること。
 - イ 給湯単能器及びふろ給湯器にあっては、モード熱効率が83.7%以上であること。
 - 三 潜熱回収型石油給湯器 次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 油だき温水ボイラーにあっては、連続給湯効率が94%以上であること。
 - イ 石油給湯機の直圧式にあっては、モード熱効率が81.3%以上であること。
 - ウ 石油給湯機の貯湯式にあっては、モード熱効率が74.6%以上であること。
 - 四 ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器 次の全ての要件を満たすこと。
 - ア 熱源設備として電気式ヒートポンプと潜熱回収型ガス機器を併用するシステムであること。
 - イ 貯湯タンクを持つものであること。
 - ウ 年間給湯効率 (JGKAS A705) が102%以上であること。
- (4) LED照明器具 新品であり、屋内に固定して使用するもの(シーリングライト等で運 営事務局が認めるものをいい、容易に持ち運ぶことができる一般的なコンセント型のも のを除く。)であること。

4 ポイント数

付与するポイント数は次のとおりとし、助成対象となる対象家電等又は高効率家電の購入費

用(以下「購入費用」という。)を超えない範囲において付与する。また、購入費用について 国又は他の地方公共団体による補助金の交付を受ける場合にあっては、ポイント数と当該補助 金の額の合計が購入費用を超えない範囲において、ポイントを付与する。

ア 冷蔵庫、エアコン又は給湯器の買換えの場合(ウに掲げる場合を除く。)

ポイント付与対象者に付与するポイント数は、次表第1欄に掲げる対象家電等の種類及び省エネルギー性能並びに同表第2欄に掲げる対象家電等の冷房能力又は定格内容積に応じ、同表第3欄に掲げるポイント数とする。

対象家電等の種類及び省	対象家電等の	ポイント数
エネルギー性能	冷房能力又は定格内容積	
省エネルギー基準達成率	2510未満	14,000ポイント
100%以上の冷蔵庫	2510以上5010未満	16,000ポイント
	5010以上	26,000ポイント
多段階評価点が2.0以上	2. 4kW未満	9,000ポイント
2.9以下 (APF5.8以上	2. 4kW以上3. 6kW未満	10,000ポイント
6.5以下)のエアコン	3.6kW以上	23,000ポイント
多段階評価点が3.0以上	2. 4kW未満	15,000ポイント
(APF6.6以上) のエア	2. 4kW以上3. 6kW未満	18,000ポイント
コン	3. 6kW以上	23,000ポイント
給湯器	_	12,000ポイント

イ LED照明器具への買換えの場合

ポイント付与対象者に付与するポイント数は、次表第1欄に掲げる対象家電等の種類及び同表第2欄に掲げるポイント付与対象事由に応じ、同表第3欄に掲げるポイント数とする。

対象家電等の種類	ポイント付与対象事由	ポイント数
LED照明器具	LED照明器具購入	4,000ポイント
	LED照明器具購入に加え取	6,000ポイント
	換え作業費が発生する場合	

ウ 冷蔵庫、エアコンの買換えであって、買換え前の冷蔵庫、エアコンが長期使用家電に該当す る場合

ポイント付与対象者に付与するポイント数は、次表第1欄に掲げる対象家電等の種類及び省エネルギー性能並びに同表第2欄に掲げる対象家電等の冷房能力又は定格内容積に応じ、同表第3欄に掲げるポイント数とする。

対象家電等の種類及び省	対象家電等の	ポイント数
エネルギー性能	冷房能力又は定格内容積	

省エネルギー基準達成率	2510未満	14,000ポイント
100%以上の冷蔵庫	2510以上5010未満	25,000ポイント
	5010以上	40,000ポイント
省エネルギー基準達成率	1010以上2510未満	20,000ポイント
105%以上の冷蔵庫	2510以上5010未満	40,000ポイント
	5010以上	80,000ポイント
多段階評価点が2.0以上	2. 4kW未満	20,000ポイント
2.9以下 (APF5.8以上	2. 4kW以上3. 6kW未満	30,000ポイント
6.5以下)のエアコン	3.6kW以上	40,000ポイント
多段階評価点が3.0以上	2. 4kW未満	50,000ポイント
(APF6.6以上)のエア	2. 4kW以上3. 6kW未満	60,000ポイント
コン	3.6kW以上	70,000ポイント

エ 高効率家電を新規に購入し、都内に設置した場合(アの買換えに該当しない新規購入の場合に限る)

ポイント付与対象者に付与するポイント数は、次表第1欄に掲げる対象家電等の種類及び省 エネルギー性能に応じ、同表第2欄に掲げるポイント数とする。

対象家電等の種類及び省エネルギー性能	ポイント数
省エネルギー基準達成率105%以上の冷蔵庫	5,000ポイント
多段階評価点が3.0以上(APF6.6以上)の	10,000ポイント
エアコン	

第7 調査費用への助成

登録事業者は、第6 4 ウに該当する長期使用家電からの買換えの申請を行う場合、買換え前の冷蔵庫又はエアコンについて製造年からの経過年数を調査するための費用として、買換え1件ごとに5,000円を申請することができる。これに係る要件等をホームページでわかりやすく公表する。

調査費用の申請については、別に定める期間内に、ポイント付与申請と合わせて登録事業者 が運営事務局に申請するものとする。

当該申請を受けた運営事務局は、当該申請の内容が別に定める要件に適合するか等を審査し、 審査の結果適正と認められた場合に、調査費用を助成する。

第8 ポイントの申請方法、申請受付及び審査

1 申請期間

登録事業者からのポイント付与及び調査費用の申請については、運営事務局が電子申請又は郵送申請により受付体制を整備することとし、受付は令和6年(2024年)10月1日から令

和9年(2027年)4月30日までに行うものとする。ただし、高効率家電の新規購入に対するポイント付与の申請の受付は、令和6年(2024年)10月1日から令和8年(2026年)4月30日までに行うものとする。

なお、申請書様式及び申請者規約については公社と協議の上作成すること。

2 申請受付

運営事務局は、登録事業者からのポイント付与及び調査費用の申請を先着順に受け付ける ものとし、受け付けた申請に係るポイント数及び調査費用の件数に応じて交付する金額の合計が 予算の範囲を超えた日(以下「予算超過日」という。)をもって、受付を停止するため、これに 必要な進捗管理を適切に実施・報告すること。なお、予算超過日に複数の申請があった場合は、 当該複数の申請について抽選を行い、ポイント数及び調査費用の件数に応じて交付する現金の合 計が基金を超えない範囲で申請を受け付ける。

3 審査

運営事務局は、第10のシステムを活用し、登録事業者からの申請書類を審査の上、ポイント及び調査費用に応じた金額を交付する。審査に当たっては、要件を十分踏まえ行うこととし、疑義が生じた申請については、迅速かつ適切に確認等を行うこと。また、審査及び交付状況をデータベース化し、公社及び都が必要と認めた事項を分析の上、適宜取りまとめて公社及び都に情報提供すること。

第9 対象家電等の公表等

本事業における対象家電等の基準等の公表を行う。なお、公表に当たっては、対象家電等製造事業者及び関係団体等へ十分な周知を行い、情報の更新に当たっては、迅速に対応するものであること。

第10 ポイント等に係るシステムの構築

ポイント付与申請、調査費用の申請、審査、金額の交付等に係るシステムの設計、構築及び 運営を行う。なお、公社と協議の上、定める添付書類等を活用したシステムとすること。

第11 事業の周知

1 ホームページの作成

本事業の内容を、都民、対象家電等製造事業者及び家電等販売事業者等に広く周知できるよう分かりやすく示し、本事業への参加を促すことを目的に、次に掲げる内容を掲載したホームページを作成し、維持管理を行う。なお、当該ホームページの運用開始については、公社と協議の上で決定する。なお、ホームページの開設に当たっては登録事業者の募集を最短で6月から実施する予定であるため、これまでに間に合わせることとし、(3)については、原則、週次で更新を行うこと。

- (1) 本事業の趣旨、本事業の紹介等
- (2) ポイント付与及び調査費用の申請手順

- (3) 執行状況及び申請実績の公表
- (4) その他必要な事項

2 広報活動の実施

運営事務局は、本事業の内容を、都民、対象家電等製造事業者及び家電等販売事業者等に 広く周知し、本事業への参加を促すことを目的に、次に掲げる内容を含む広報活動を行う。

- (1) 広告媒体の活用等による情報発信
- (2)対象家電等製造事業者、販売事業者等向けの業務実施マニュアル及び告知物(ポスター、 チラシ、のぼり等)の企画、作成並びに対象家電等製造事業者、販売事業者、各所(関係 団体、区市町村等を含む。)への提供
- (3) 対象家電等購入者向けの手引き及び告知物の企画、作成並びに提供
- (4) 本事業の開始と終了等に関する告知及び周知徹底

第12 コールセンターの設置

- 1 運営事務局は、コールセンターを設置して、以下の業務を実施する。
 - (1) 対象家電等購入者、対象家電等販売事業者、対象家電等製造事業者からの本事業に 関する問い合わせ、意見等への対応
 - (2) ポイント付与、調査費用の審査及び交付に係る処理状況、並びにそれらに関する問い合わせ、意見等への対応
 - (3) その他、本制度に関する問い合わせへの対応
- 2 運営事務局は、1の業務によって寄せられた問い合わせ、意見等について適切に対処する とともに、必要に応じて業務の実施方法を改善すること。また、コールセンターへ問合せの あった内容について、日ごとの件数、内容等を公社に報告すること。
- 3 コールセンターの開設日及び開設時間は、公社と協議の上で決定する。なお、開設に当たっては登録事業者の募集を最短で6月から実施する予定であるため、開設はこれまでに間に合わせること。

第13 事業のセキュリティ対策

- 1 運営事務局は公社の指導及び監督の下で、以下の本事業に係るセキュリティ対策を講じる。
- (1) ポイントシステムに対するウイルス、不正アクセス、サイバー攻撃等に係る措置
- (2) 対象家電等購入者又は高効率家電を購入した都民と登録事業者、その他の者によるポイント及び調査費用の不正取得やポイントの不正操作を防止するための措置(現地確認を含む。)及び当該措置を講じてもなお発生した不正に係る対応措置。
- (3) 運営事務局の職員が、対象家電等購入者又は高効率家電を購入した都民の個人情報を 含め、業務上知り得た秘密を漏らさないための措置、ポイント数及び調査費用件数等 の不正操作を防止するための措置。
- 2 本事業にかかわる個人情報の保護に関しては、別途、公社に協議の上、個人情報保護規

程を定める。

- 3 運営事務局は、本事業の開始時に、事業に係るセキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について公社に書面で提出する。
- 4 本事業に係るセキュリティ対策の履行が不十分とみなされるとき又は本事業に係るセキュリティ事故が発生したときは、遅滞なく都及び公社に報告を行うとともに、都及び公社の求めに応じ、これらの者が行うセキュリティ対策に関する監査を受け入れるものとする。
- 5 運営事務局は、本事業の実施に当たって提供された個人情報等を含む要機密情報が業務 終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は破棄する。また、本事業において 作成した情報についても公社からの指示に応じて適切に破棄する。
- 6 本事業の終了時に、本事業で実施したセキュリティ対策を報告する。

第14 事業効果の検証

運営事務局は、本事業に関する基礎データを適時整理し、分析の上、本事業の実施による エネルギー消費量及びC02排出量の削減効果等を測定する。また、対象家電等購入者又は高 効率家電を購入した都民に対し、アンケート調査を実施し、解析すること。

公社は、運営事務局に対し、効果測定結果の報告を随時求めることができるものとする。

第15 ポイント発行業務の履行期限

運営事務局はポイント発行業務の履行期限について、ポイントの累計発行数等のデータを元に、必要に応じて公社に指示を仰ぐものとする。また、事業の継続の有無に関わる事態が発生した場合は、公社に指示を仰ぐものとする。

第16 関係事業者との連携の確保

対象家電等製造事業者、対象家電等販売事業者との連絡調整を図り、事業を円滑に実施する。

第17 指導監督等

- 1 公社は、運営事務局による本事業の実施に関し、この要領に基づき指導監督を行う。
- 2 運営事務局は、事業の実施に疑義が生じたとき、事業の実施に支障が生じたときには、 遅滞なく公社に報告を行う。
- 3 公社は運営事務局に事業の実施状況の報告を求め、必要に応じ改善の指導を行うことが できるものとする。
- 4 一か月間の実施状況をまとめ、翌月15日までに以下の事項を公社に報告すること。また、 年度末においては、月の報告と合わせ当該年度の報告を3月31日までに実施すること。
- (1) 当該期間に新たに付与されたポイント数及び累計ポイント数
- (2) ポイントが付与された対象家電等の品目、容量ごとの件数、LED照明器具取替え作

業の件数

- (3) 当該期間に新たに申請された調査費用の件数と累計件数
- (4) 事業の広報の状況
- (5) コールセンターに寄せられた意見及び苦情等の内容とその対応
- (6) 情報セキュリティ対策の状況
- (7) 事務に要した費用及びその明細
- (8) 事業の実施を通じて抽出された課題
- (9) その他事業の実施に当たっての特記事項
- 5 運営事務局は、合併等その他本事業の事務実施体制の大幅な変更等、本事業の実施に影響を及ぼす事態が生じたときは、速やかに公社に報告するものとする。

第18 その他

運営事務局は、本要領に疑義が生じたとき、本要領や採択条件等により難い事由が生じた とき、あるいは本要領に記載のない細部等については、公社と速やかに協議し、その指示に 従うものとする。